



議案第三十九号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和五十七年五月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年五月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和五十七年三月三十一日

三朝町長 松村喬成



三朝町条例第十九号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「第六百三条の二第四項」を「第六百三条の二第六項」に改める。

第二十四条第二項中「十八万四千元」を「二十万円」に改める。

第三十四条の二中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第五十六条中「第四十九条の八」を「第四十九条の九」に改める。

第三百三十一条第二項を次のように改める。

2 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、土地の所有者が所有する土地で一月一日において当該土地の取得をした日以後十年を経過したものについては、適用しない。

第三百三十一条第三項中「第五十四条の十三第二項各号」を「第五十四条の十二第二項各号」に改める。

第四百四十条第二項中「第六百三条の二第四項」を「第六百三条の二第六項」に改める。
附則第五条の三第一項中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に改め、「乗じて得た金額」の下に「（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に

九万円を加算した金額」を加え、同条第二項中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に改める。

附則第八条の見出しを「(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)」に改め、同条中「昭和四十三年度から昭和五十八年度まで」を「昭和五十七年度から昭和六十年年度まで」に、「租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得を有する」を「租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である」に改め、「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、「当該事業所得の明細」を「その肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第三十六条の二第一項の規定による申告書に

その肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第十三条から第三十四条の四まで、第三十四条の七及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の一を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十三条から第三十四条の四まで、第三十四条の七及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 所得割の納税義務者が附則第十六条の二第一項の規定の適用を受ける場合におけるその者の当該年度分の町民税の所得割については、第一項中「がすべて」とあるのは「のうち」に」と、「である場合」とあるのは「がある場合」と、「同法第二十五条第一項」とあるのは「同法第二十五条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」として、同項の規定を適用する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

附則第十一条の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度

から昭和五十九年度まで」に改める。

附則第十二条（見出しを含む。）中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
一・九倍を超えるもの	一・三

附則第十三条（見出しを含む。）中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

上昇率の区分	負担調整率
一・一五倍以下のもの	一・〇五
一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超えるもの	一・二

附則第十五条の二第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改める。

附則第十五条の二の次に次の一条を加える。

第十五条の三 土地の所有者が所有する土地で昭和四十四年一月一日（令附則第十六条の三の三第一項第一号に掲げる土地にあつては昭和四十七年四月一日、同項第二号に掲げる土地にあつては昭和四十八年七月一日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したもの（法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第三項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得をした日以後十年を経過したものを除く。）に対しては、第三百三十一条第二項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課する。この場合においては、第二章第八節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定及び前条の規定（土地に対して課する特別土地保有税に係る部分に限る。）を適用する。

2 昭和五十七年四月一日前に取得された土地を当該土地の所有者から同日以後その者の特殊関係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日を当該特殊関係者の取得の日とみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊関係者からその者の特殊関係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日をその者の特殊関係者の取得の日とみなして、第一項の規定を適用する。

4 前二項の規定は、前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊関係者の特殊関係者からその者の特殊関係者が取得する場合について準用する。この場合において、第二項中「昭和五十七年四月一日前に取得された土地」とあるのは「土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地」と、「土地の所有者から」とあるのは「特殊関係者の特殊関係者から」と読み替えるものとする。

5 前三項に規定する特殊関係者とは、法第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者をいう。

附則第十六条の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五・六」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の三十四・一」を「百分の三十六・七」に、「百分の十二・一」を「百分の十二・三」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の六十」を「百分の五十七」に改め、同条第三項第二号中「百分の二十八」を「百分の三十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「

百分の四十」を「百分の四十二」に、「百分の十二・一」を「百分の十二・三」に改める。

附則第十七条第一項中「第三十三条第四項」の下に、「第三十六条の二第三項」を加え、同項第二号中「超え八千万円以下である」を「超える」に改め、同項第三号を削る。

附則第十七条の二第一項中「前条第一項の場合において、同項」を「昭和五十八年度から昭和六十年までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項」に、「同じ。」のうちに、「」を「同じ。」をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「があるとき」を「に該当するとき」に改め、同項第一号ロ(2)を次のように改める。

(2) 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額
附則第十七条の二第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうち前年中の前条第一項の譲渡所得の基因となる譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものに係る部分の金額（以下本号において「優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円以下である場合
同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号又は第二号に定める金額

□ 当該課税長期譲渡所得金額のうち優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 百六十万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額を加算した金額

(2) 課税長期譲渡所得金額の二分の一に相当する金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の二分の一に相当する金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額を控除した金額

附則第十七条の二第二項中「前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡のうち」を「昭和五十八年度から昭和六十年までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「該当するものがある」を「該当する」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、三朝町税条例附則第十七条及び第十七条の二の改正規定並びに次条第三項の規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 昭和五十七年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十三号)による改正前の租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得を有する場合において、新条例第三十六条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された新条例第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。)に改正前の三朝町税条例(以下「旧条例」という。)附則第八条の適用を受ける旨の記載

があるときは、その者の町民税の所得割については、新条例附則第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、旧条例附則第八条の規定の例による。

3 新条例附則第十七条及び第十七条の二の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中固定資産税に関する規定は、昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十六年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新条例第七十一条第一項の規定の適用については、同項中「一月三十一日」とあるのは、「四月三十日」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例第三百三十一条第二項の規定は、昭和五十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に取得される土地及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第三項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で昭和四十四年一月一日（地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第七十五号）による改正後の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十六条の二の三第一項第一号に掲げる土地にあつては昭和四十七年四月一日、同項第二号に掲げる土地にあつては昭和四十八年七月一日。次項において同じ。）から施行日の前日までの間に取得されたものに係る昭和五十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

3 旧条例第三百三十一条第二項の規定は、昭和四十四年一月一日前に取得された土地に係る土地に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。